

1 資金名 災害等対策資金(林業近代化資金)

2 融資制度の概要

資金名	運 転 資 金	施 設 資 金
貸付対象者	令和7年台風第22号または台風第23号による林業被害を受けた者で、在住する区市町村より林業被害認定証明を受けている林業者等	
資金使途	- 被災林の復旧に係る費用 - 経営の安定維持に必要な中～長期運転資金 等	- 林業被災前の当該設備と同程度の設備取得 - 設備修繕のための資材購入 - 復旧に併せて行う設備の拡充 等
貸付限度額	200万円	1,000万円
貸付利率	0% (東京都が金利相当額を全額利子補給することにより、無利子とする)	
償還期間 (据置期間)	5年以内 (1年以内)	15年以内 (3年以内)

3 融 資 率 80% (農林水産省ガイドラインに準じ最大100%)

4 融資機関 独立行政法人農林漁業信用基金が林業信用保証について約定する融資機関等

5 保証機関 独立行政法人農林漁業信用基金等

6 申込方法 資金の申込方法等の詳細については、東京都産業労働局農林水産部調整課(03-5000-7180)へお問い合わせ下さい。

7 受付期間 令和7年10月31日から令和8年3月31日まで

○ 融資及び保証に当たって所定の審査があります。

○ 保証機関の利用に当たって所定の保証料がかかります。